

## 第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

基本目標Ⅲ 安全な社会と住みやすい環境のまちづくり

基本目標Ⅳ 政策等の立案及び決定への共同参画

基本目標Ⅴ 計画の確実な推進

## 基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚

男女が共に人権を尊重し、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶を目指して取組を進めます。

### 課題1 女性に対する暴力の予防と根絶

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

特に、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題が存在する 경우가多く、男女共同参画社会の形成を妨げる要因の一つとなっています。また、配偶者からの暴力だけではなくセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待等、あらゆる暴力の防止に向け、様々な機会を捉えて取り組んでいく必要があります。

#### 施策1 女性に対する暴力の予防

女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、情報の周知や意識の啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等、法律の周知・啓発	広報紙やパンフレット等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の法律の周知と啓発を図る。	子育て支援課	継続
		広報紙やパンフレット等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の法律の周知と啓発を図る。	生涯学習推進課	継続

## 施策2 配偶者からの暴力防止と被害者保護

配偶者からの暴力防止に向けた意識啓発と、相談窓口の充実に取り組みます。また、被害者の安全確保を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」等、法律の周知・啓発(再掲)	広報紙やパンフレット等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の法律の周知と啓発を図る。	子育て支援課	継続
		広報紙やパンフレット等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の法律の周知と啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
2	母子・女性相談の充実	社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子家庭や女性に対し、母子相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。	子育て支援課	継続
3	母子緊急一時保護の充実	被害を受けた母子の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。	子育て支援課	継続
4	被害者の自立支援の推進	被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。	子育て支援課	継続
5	配偶者暴力相談支援センターの機能の整備	被害者等からの相談を適切な支援に結び付けるため、配偶者暴力相談支援センター機能の整備について検討する。	子育て支援課	新規

No	事業名	事業内容	担当課	区分
6	関係機関による協議会の設置	関係する機関による協議会を設置し、情報の共有・連携を図る。	子育て支援課	新規
7	人権相談の充実	人権相談の充実を図る。	市民課	継続

### 施策3 性犯罪撲滅対策の推進

性犯罪の撲滅に向け、様々な機会を通じて情報提供や意識の啓発に取り組みます。また、相談体制の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
8	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修等の充実を図る。	職員課	継続
		セクシュアル・ハラスメント防止に向け、広報紙やパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
9	生命尊重の視点に立った指導の充実	生命尊重や男女平等についての理解を深めるための教材の工夫及び指導計画の作成について、指導と助言を行う。	指導室	継続
10	青少年健全育成活動の充実	青少年健全育成地区委員会を中心に、非行防止のパトロールや通学路の安全点検、不健全図書類の店舗への立入調査等を行い、青少年の健全育成を図る。	生涯学習推進課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
2	母子・女性相談の充実 (再掲)	社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子家庭や女性に対し、母子相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。	子育て支援課	継続
7	人権相談の充実 (再掲)	人権相談の充実を図る。	市民課	継続

## 課題2 差別と偏見のない家庭と社会づくり

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図るためには、子供のときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。また、家庭や地域において、男性重視や家長的に扱う慣行を改め、性別・年代に関わりなく男女平等意識を醸成するため、学習機会の提供に努めるなど、啓発活動をより推進していく必要があります。

### 施策1 男女平等意識教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育や社会教育等、様々な機会を捉え、継続的な意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
11	学校における人権教育の推進	各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。	指導室	継続
12	人権教育推進のための指導の充実	人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。	指導室	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
13	道徳授業の地区公開講座の充実	学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳授業地区公開講座の充実を図る。	指導室	継続
14	男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
15	家庭教育施策の充実	家庭教育の重要性を浸透させるため、「家庭の日」推進事業等、家庭教育施策の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
		子供を持つ保護者等を対象にした家庭教育学級の充実を図る。	公民館	継続
16	青少年の体験活動等の充実	青少年の体験活動等を通して、意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
17	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図る。	公民館	継続

## 施策2 性別役割分担意識の撤廃

性別による固定的な役割分担意識を解消するため、学校、家庭、地域等、様々な場を活用し、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
14	男女共同参画に関する啓発活動の推進 (再掲)	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
15	家庭教育施策の充実 (再掲)	家庭教育の重要性を浸透させるため、「家庭の日」推進事業等、家庭教育施策の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
		子供を持つ保護者等を対象にした家庭教育学級の充実を図る。	公民館	継続
16	青少年の体験活動等の充実 (再掲)	青少年の体験活動等を通して、意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
17	男女平等の視点に立った各種講座等の充実 (再掲)	男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図る。	公民館	継続
18	女と男のライフフォーラムの実施	公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	公民館	継続

## 基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

女性も男性も持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保されるようワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

### 課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女一人一人が、やりがいや充実感を感じて働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自の人生の各段階において、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、取組を進めていきます。

#### 施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
19	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	観光商工課	継続
		国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	子育て支援課	継続
		国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
20	特定事業主行動計画の推進	仕事と生活の両立支援のため、職員の意識啓発を図り、働き方の見直しを進める。	職員課	継続



## 施策2 子育て支援

安心して子育てに取り組める社会を目指し、環境づくりに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
21	子育てひろば事業の充実	子育て家庭の支援を行うため、0歳から3歳までの子育て家庭を中心に「親子のつどいの場」を提供し、子育て相談や講習会などを行う「子育てひろば」の充実を図る。	子育て支援課	継続
22	子育て支援ネットワークの充実	地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。	子育て支援課	継続
23	子ども家庭支援センターの充実	子供と家庭のあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し、子育て家庭を支援する子ども家庭支援センター事業の充実を図る。	子育て支援課	継続
24	ファミリー・サポート・センターの運営の充実	地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターの運営の充実を図る。	子育て支援課	継続
25	乳幼児の短期保護(ショートステイ事業)、一時預かりの実施	保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときに乳幼児の短期保護、一時預かり事業を実施する。	子育て支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
26	病後児童の保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時に、一時預かりを行う。	子育て支援課	継続
27	トワイライト(夜間一時預かり)事業の実施	保護者が仕事などの理由により夜間の時間帯に一時的に子供の養育が困難な場合、児童福祉施設等で預かるトワイライト事業の検討を行う。	子育て支援課	検討
28	子育て支援に対する各種手当・医療費助成の充実	子育てに伴う経済的負担の軽減や、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、対象の拡大と支給額の増額を国や東京都に要望していく。	子育て支援課	継続
29	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	ひとり親家庭へのホームヘルプサービス事業の充実を図る。	子育て支援課	継続
30	母子家庭への自立支援給付費の支給	母子家庭の母親の就業に際して、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。	子育て支援課	継続
31	子育て支援のための場の充実	幼児を持つ親の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。	子育て支援課	継続
32	要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関相互の連携の強化を図り、要保護児童等の支援、児童虐待の防止に努める。	子育て支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
33	育児・介護休業制度の普及・啓発	国や東京都と連携し、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。	子育て支援課	継続
34	延長保育・低年齢児保育・子育て相談など保育内容の充実	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、延長保育や低年齢児保育、子育て相談など、保育所の保育内容の充実を図る。	児童課	継続
35	家庭福祉員制度の充実	働く保護者の保育ニーズに基づき、保育の技能や経験を持つ家庭福祉員が、その家庭において預かり保育を行う制度の充実に努める。	児童課	継続
36	無認可保育所への支援	認証保育所の保育の充実に図るため、運営費の支援を行う。	児童課	継続
37	障がい児保育の充実	障がい児の特性に応じた受入れ体制の整備等、障がい児保育の充実に図る。	児童課	継続
38	学童クラブの充実	働く親の支援と児童の健全育成を図るため、学童クラブの運営の充実に図る。	児童課	継続
39	児童館における子育て支援の充実	子育ての交流の場として、幼児クラブ等の活動内容の充実に図る。	児童課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
40	休日保育事業の充実	休日に、保護者の就労等で保育に欠ける児童に、休日保育事業の充実を図る。	児童課	継続
41	地域福祉活動への支援の充実	民生委員・児童委員による見守りや相談等の活動を支援する。また、社会福祉協議会が行う「ふれあい福祉委員事業」に補助金を交付し、声かけや見守り活動への支援と充実を図る。	生活福祉課	継続
42	民間遊び場、市立公園の整備・充実	民間遊び場や市立公園の整備と充実を図る。	管理課	継続
43	教育相談の充実	学校への不応、不登校問題や進路相談等、教育相談の充実を図る。	指導室	継続
44	子ども読書活動の充実	子供の読書活動推進のために、子育て講座やブックスタート事業等、子育て支援事業の充実を図る。	図書館	継続

### 施策3 介護支援

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業の充実に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
45	介護保険制度の周知・啓発と介護サービスの充実	介護保険制度の周知・啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。	高齢者支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
46	介護教室等の充実	介護に男女が共同して参加するため、介護教室を実施する。	高齢者支援課	継続
47	相談体制の充実	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している方の日常的な悩みや相談に対応する。	高齢者支援課	継続
		障がい者就労・生活支援センター及び精神障がい者地域活動支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している方の日常的な悩みや相談に対応する。	障がい者支援課	継続
48	地域包括支援センターの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療等の総合的な支援を行うため、地域包括支援センター事業の充実を図る。	高齢者支援課	継続
49	高齢者在宅サービスセンターの充実	高齢者に通所等のサービスを提供し、要介護状態になることの予防を図る。	高齢者支援課	継続
50	在宅介護支援センターの充実	相談業務や家族介護教室等を実施する在宅介護支援センター事業の充実を図る。	高齢者支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
51	おむつの給付	おむつを使用している高齢者に、おむつ等の現物を給付する。	高齢者支援課	継続
		3歳以上の常時おむつを使用している心身障がい者（児）に、おむつ等の現物を給付する。	障がい者支援課	継続
52	障がい者（児）緊急一時保護の充実	在宅で介護を受けている心身障がい者の保護者の緊急時（家族等の疾病、事故、冠婚葬祭等）に、保護や介護の軽減を図るため、障がい者を一定期間保護する緊急一時保護の充実を図る。	障がい者支援課	継続
53	障がい者手当の充実	障がい者手当の給付の充実と制度等の啓発を図る。	障がい者支援課	継続
54	介護者への一時的休息サービス（レスパイトサービス）の拡充	介護者を一時的に一定の期間、介護や介助から解放するレスパイトサービスを拡充し、家庭における介護等の軽減を図る。	障がい者支援課	継続
41	地域福祉活動への支援の充実 （再掲）	民生委員・児童委員による見守りや相談等の活動を支援する。また、社会福祉協議会が行う「ふれあい福祉委員事業」に補助金を交付し、声かけや見守り活動への支援と充実を図る。	生活福祉課	継続

## 課題2 就労の支援

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その能力と個性を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担の意識は残っており、希望する働き方の選択肢は限られています。

男女の自立した生活を目指し、性別や年齢、家庭等の実情に応じた支援に取り組んでいきます

### 施策1 男女の雇用機会の均等確保

男女が、その個性や能力を発揮し自立できるよう、就業に関する情報の提供や意識の啓発を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
33	育児・介護休業制度の普及・啓発 (再掲)	国や東京都と連携し、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。	子育て支援課	継続
55	パートタイム労働等に関する情報の収集・提供	パートタイム労働等の労働条件向上のため情報収集や提供に努める。	観光商工課	継続
56	講演会や講座の実施	パートタイム労働等の労働条件改善に向け、セミナー等を実施する。	観光商工課	継続
57	労働相談の充実と周知	労働相談の充実と周知に努める。	観光商工課	継続
		市民相談の一環として労働相談を実施する。	市民課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
58	啓発活動の推進	商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。	観光商工課	継続
		農業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。	農林課	継続
59	就労機会の充実	働く意欲を持つ中高年齢者の再就職の支援を図る。	観光商工課	継続
		高齢者の就労機会を拡充するため、シルバー人材センターへの支援を行う。	高齢者支援課	継続

## 施策2 職業能力開発の支援

就職や再就職、起業等について、情報の提供と意識の啓発を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
60	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集・提供	就労の際に役立つ情報の収集や提供に努める。	観光商工課	継続
61	女性が活躍している市内企業の紹介	女性の積極的活用を行っている市内企業を、情報誌等を通じて紹介する。	観光商工課	継続
62	女性の起業活動への支援	女性の起業活動への支援を検討する。	観光商工課	検討



No	事業名	事業内容	担当課	区分
63	空き店舗活用の支援	起業を目指す女性を支援するために、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図るとともに、起業家を支援する。	観光商工課	継続
30	母子家庭への自立支援給付費の支給 (再掲)	母子家庭の母親の就業に際して、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。	子育て支援課	継続
64	望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、性別にとられない進路選択ができる能力の向上を図る。	指導室	継続

## 基本目標Ⅲ 安全な社会と住みやすい環境のまちづくり

全ての市民が、健康で安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

### 課題1 高齢者や障がい者の自立支援

高齢者や障がい者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、高齢者や障がい者を社会を支える重要な一員として位置付けるとともに、生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等を展開していく必要があります。

このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者の経済的自立につながるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた介護基盤の構築等に取り組んでいきます。

#### 施策1 社会参画への支援

高齢者や障がい者が、意欲と能力に応じて社会参加できるよう、環境づくりと意識啓発を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
65	高齢者等のボランティア活動の推進	健康で意欲的な高齢者等のボランティア活動を推進し、社会参加の促進を図る。	高齢者支援課	継続
		健康で意欲的な高齢者等のボランティア活動を推進し、社会参加の促進を図る。	生涯学習推進課	継続
		健康で意欲的な高齢者等のボランティア活動を推進し、社会参加の促進を図る。	公民館	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
66	高齢者クラブ活動支援事業の推進	高齢者の福祉の増進に資することを目的として活動している高齢者クラブへの助成を行う。	高齢者支援課	継続
59	就労機会の充実 (再掲)	働く意欲を持つ中高年齢者の再就職の支援を図る。	観光商工課	継続
		高齢者の就労機会を拡充するため、シルバー人材センターへの支援を行う。	高齢者支援課	継続
67	障がい者の就労の場の確保	障がい者の就労の場の確保と就労支援の推進を図る。	障がい者支援課	継続
68	生活介護施設の充実	常時介護を必要とする障がい者に日中活動の場として、排せつ、食事の介護などを行い、創作的活動や生産活動の機会を提供し、生活の充実を図る。	障がい者支援課	継続
69	理解・啓発活動の推進	障がい者福祉の基本理念であるノーマライゼーションの考え方や福祉施設の紹介、ボランティア活動の推進等、広く啓発活動を行う。	障がい者支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
70	自立支援給付事業	個々の障がいのある方々の障がい程度や、勘案すべき事項を踏まえ、個別に介護給付・訓練等給付・自立支援医療費を給付する。	障がい者支援課	継続
71	地域生活支援事業	利用者や地域の実情に応じた相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付事業等を実施する。	障がい者支援課	継続
72	社会復帰の促進	保健所や医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等と連携し、精神障がい者の社会復帰の促進を図る。	障がい者支援課	継続
73	あきる野ハローワークとの連携	高齢者等の働く場所の拡大や情報提供のため、ハローワークとの連携を図る。	観光商工課	継続
74	高齢者の学習機会の拡大・充実	高齢者の知識の向上や社会参加、相互交流を目指し、寿大学（公民館事業）の充実を図る。	公民館	継続
		視覚等の障がいにより活字では情報の入手が困難な障がい者等に対し、録音資料の作成や対面朗読を行い、学習機会の充実を図る。	図書館	継続

## 施策2 高齢者や障がい者の自立支援

高齢者や障がい者が自立した生活を送ることができるよう、支援情報の提供や介護サービスの充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
75	年金制度の周知・啓発	年金制度の周知・啓発を図る。	保険年金課	継続
45	介護保険制度の周知・啓発と介護サービスの充実 (再掲)	介護保険制度の周知・啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。	高齢者支援課	継続
76	地域イキイキ元気づくり事業の充実	地域の中で住民との交流を通して、生活の自立と社会性の回復を目指し、地域イキイキ元気づくり事業の充実を図る。	高齢者支援課	継続
		地域の中で住民との交流を通して、生活の自立と社会性の回復を目指し、地域イキイキ元気づくり事業の充実を図る。	健康課	継続
77	高齢者生きがい活動支援通所事業	社会的孤立感の解消や自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するため、通所事業の充実を図る。	高齢者支援課	継続
78	高齢者生活管理指導短期宿泊事業	社会適応が困難な高齢者に対し、施設への短期の宿泊を通して、日常生活に対する指導や支援を行う。	高齢者支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
79	自立支援日常生活用具給付事業	高齢者に対して自立した生活の確保や日常生活の便宜を図り、安心して在宅生活を送れることを目的に日常生活用具を給付する。	高齢者支援課	継続
		障がい者に対して自立した生活の確保や日常生活の便宜を図り、安心して在宅生活を送れることを目的に日常生活用具を給付する。	障がい者支援課	継続
80	高齢者自立支援住宅改修給付事業	高齢者の居住する住宅の改修費を給付する。	高齢者支援課	継続
81	高齢者配食サービス事業	一人暮らし高齢者等へ配食サービス事業を実施する。	高齢者支援課	継続
82	男性高齢者の生活的自立のための講座の充実	男性の生活的自立を目指し、料理や介護等、生活技術の取得のための講座等の充実を図る。	高齢者支援課	継続
83	在宅サービスネットワークの拡充	地域包括支援センターと高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センターが連携し、在宅サービスネットワークの拡充を図る。	高齢者支援課	継続
84	点字図書の給付	視覚障がいのある方に点字図書購入費の助成を行う。	障がい者支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
85	障がい者（児）補装具の交付と修理	身体障がい者の日常生活の機能を向上させるため、補装具費の支給を行う。	障がい者支援課	継続
86	心身障がい者自動車運転教習費の助成	一定以上の等級の身体又は知的障害の手帳を持っている方が運転免許を取得するのに当たり、運転教習費の一部助成を行う。	障がい者支援課	継続
87	身体障がい者用自動車改造への助成	身体障がい者の就労を援助するため、自動車の走行装備、駆動装置等の一部を改造する費用の助成を行う。	障がい者支援課	継続
88	人工肛門・人工ぼうこう用装具購入費の助成	人工肛門や人工ぼうこうを造設した方に、装具購入費の助成を行う。	障がい者支援課	継続
89	手話通訳者等派遣事業	家庭生活や社会生活を営む上で支障がある場合に手話通訳者等の派遣を行う。	障がい者支援課	継続
70	自立支援給付事業（再掲）	個々の障がいのある方々の障がい程度や、勘案すべき事項を踏まえ、個別に介護給付・訓練等給付・自立支援医療費を給付する。	障がい者支援課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
71	地域生活支援事業 (再掲)	利用者や地域の実情に応じた相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付事業等を実施する。	障がい者支援課	継続
90	訪問指導の充実	心身機能の低下防止と健康の保持・増進のため、訪問指導の充実を図る。	健康課	継続
91	高齢者住宅の確保	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、地域社会の中で自立した生活が送れるよう、集合住宅の供給を図る。	施設営繕課	継続



### 施策3 バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者の生活に配慮した、優しいまちづくりに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
92	道路及び公共施設等のバリアフリー化の推進	高齢者や身体の不自由な方の社会参加の促進を図るため、市内公共施設等の整備充実を図る	施設営繕課	継続
		高齢者や身体の不自由な方の社会参加の促進を図るため、道路や市内公共施設等の整備充実を図る。	都市計画課	継続
		高齢者や身体の不自由な方の社会参加の促進を図るため、道路や市内公共施設等の整備充実を図る。	区画整理推進室	継続
		高齢者や身体の不自由な方の社会参加の促進を図るため、関係部署と連携し、道路のバリアフリー化の整備充実を図る。	建設課	継続
		高齢者や身体の不自由な方の社会参加の促進を図るため、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、東京都の補助事業を活用し、関係部署と連携の上、道路や市内公共施設等のバリアフリー化の整備を図る。	生活福祉課	継続

## 課題2 安全なまちづくり

安全が確保され、生活しやすい地域社会としていくためには、男女が共に防犯活動や高齢者・子供の見守り活動などの地域活動に参加していくことが必要です。また、防災の分野においては、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、この分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく必要があります。

このため、安心・安全に対する情報の提供や啓発に取り組むとともに、地域防災計画や防災に関するマニュアル等に男女共同参画の視点や高齢者、外国人の視点が反映できるように取り組みます。

### 施策1 女性や高齢者等に優しい防災体制の整備

地域防災計画や各種防災対応マニュアル等に女性や高齢者等の視点を取り入れるなど、防災における男女や各世代のニーズの違いを把握し、防災体制の整備を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
93	地域防災計画の推進	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の改定と事業の推進を図る。	地域防災課	継続
94	災害時要援護者の避難支援対策の推進	防災・安心地域委員会と協働し、要援護者の避難支援対策を推進する。	地域防災課	継続
95	防災・安心地域委員会への支援の充実	地域が主体となって防災対策に取り組む防災・安心地域委員会活動への支援の充実を図る。	地域防災課	継続
96	地域防災リーダーの育成	地域防災力を強化するため、災害対応に関する知識と技能を身に付けた地域防災リーダーの育成を図る。	地域防災課	継続

## 施策2 犯罪や事故のないまちづくり

地域やPTA、学校と協力・連携し、児童・生徒の安全確保を図る取組や、町内会・自治会が行う地域の防犯対策について支援していきます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
97	防犯対策の推進	警察署及び防犯協会、各地区町内会・自治会等と連携し、安全で、安心して暮らせるまちづくりを推進する。	地域防災課	継続
98	交通安全運動等の推進	警察署及び交通安全協会等と連携し、交通事故の発生抑制に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進する。	地域防災課	継続
99	学校安心安全対策の強化	学校や家庭、地域、関係機関等が相互に連携し、子供を守る体制の強化を図る。	教育総務課	継続
100	関係機関と連携した安全教育の充実	地域安全マップ作りやセーフティ教室等を通じて、学校と家庭、地域、関係機関が連携した安全教育の充実を図る。	指導室	継続
10	青少年健全育成活動の充実 (再掲)	青少年健全育成地区委員会を中心に、非行防止のパトロールや通学路の安全点検、不健全図書類の店舗への立入調査等を行い、青少年の健全育成を図る。	生涯学習推進課	継続

### 施策3 外国人に優しいまちづくり

外国人が生活しやすいまちづくりを図っていきます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
101	ガイドブック等の外国語版の発行	ごみの出し方等の英語版等パンフレットを発行し、その普及に努める。	生活環境課	継続
		図書館利用案内等の英語版等パンフレットを発行し、利用の促進に努める。	図書館	継続
102	国際理解教育の充実	外国語指導助手（AET）を活用した国際理解教育を推進する。	指導室	継続
103	アーティスト・イン・レジデンス事業の充実	地域児童の国際理解や国際交流を深めるため、外国人アーティストとの交流の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
104	外国都市との友好促進	中学生の交流事業を通して、国際姉妹都市マルボロウ市との友好促進を図る。	生涯学習推進課	継続
105	国際化推進団体への支援	海外派遣経験者により組織される「あきる野市国際化推進青年の会」の活動に対し、支援を行う。	生涯学習推進課	継続

### 課題3 健康の保持と増進

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上での基本となります。また、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするため、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組んでいく必要があります。

特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階において、男性とは異なる健康問題があり、状況に応じた適切な健康の保持増進に留意する必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発とこれに基づく男女の生涯にわたる健康づくり支援に取り組んでいきます。

#### 施策1 母性保護と母子保健の充実

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動を推進するとともに、妊産婦や乳幼児に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
106	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発	妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	健康課	継続
		妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
107	母親学級の充実	母親学級を開催し、妊婦や乳児の健康管理や、正しい知識の普及に努める。	健康課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
108	妊婦健康診査の充実	妊娠経過の確認と妊婦の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。	健康課	継続
109	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健やかな成長のため、関係機関との連携により、健康診査の充実を図る。	健康課	継続
110	予防接種の実施	感染のおそれのある疾病の発生を予防するため、乳幼児等を対象に予防接種を実施する。	健康課	継続
111	育児相談の充実	乳幼児の母親の育児に関する相談の充実を図る。	健康課	継続
112	母子健康手帳の交付	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。	健康課	継続

## 施策2 健康問題への啓発の推進

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう情報提供と意識啓発を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
113	健康手帳の交付	自らの健康管理に役立てるため、健康手帳の交付を行う。	健康課	継続
114	健康教育の充実	生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及のため、健康教育の充実を図る。	健康課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
115	健康づくり活動の推進	健康づくりの基本である運動・栄養・休養の知識を普及するため、健康づくり活動の推進を図る。	健康課	継続
116	食生活改善のための普及・啓発	健康づくり市民推進委員会の活動を通じて、食生活改善のための普及や啓発を行う。	健康課	継続
117	研修・講習会の強化	健康増進に関する情報の発信を研修や講習を通じて普及を図る。	健康課	継続
118	薬物乱用防止の啓発	薬物乱用防止の啓発に努める。	健康課	継続
119	がん検診の充実	がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。	健康課	継続
120	健康相談の充実	保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。	健康課	継続

## 基本目標Ⅳ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、対等なパートナーとして、政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進めます。

### 課題 1 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が共に対等な立場で、政策・方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現する上で最も重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという「2020年30%」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進しています。

市においては、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が市政に反映できるようにしていきます。また、市職員にあつては、研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

### 施策 1 審議会委員等への女性の参画拡大

男女の多様な意見を反映するため、男女がバランスよく政策決定や意思決定をする過程に参画できるよう取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
121	委員の女性比率の拡大	市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が30%以上となるよう、女性委員の任用を図る。	生涯学習推進課	継続
122	委員の任用方法の検討	委員選定に当たっては、女性の現状を考慮し、公募や女性委員推薦の働きかけなど弾力的な運用を図る。	生涯学習推進課	継続
123	女性委員比率の達成度のチェック及び市民への公表	達成度のチェックと公表を行う。	生涯学習推進課	継続



No	事業名	事業内容	担当課	区分
14	男女共同参画に関する啓発活動の推進 (再掲)	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	生涯学習推進課	継続

## 施策2 あらゆる分野での女性の参画拡大

男女共同参画社会実現に向けての取組を推進するためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画していくことが重要です。そのための人材育成と意識啓発を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
124	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。	職員課	継続
14	男女共同参画に関する啓発活動の推進 (再掲)	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
18	女と男のライフフォーラムの実施 (再掲)	公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	公民館	継続

## 基本目標Ⅴ 計画の確実な推進

市民との協働により、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 課題1 推進体制の整備

本計画を実効性のあるものとするため、可能な限り各事業目標の数値化を図り、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルによる進行管理を行うとともに、市民との協働を通じ、多様化・複雑化する課題への対応を図ります。

#### 施策1 重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化

男女共同参画プランを着実に推進するため、計画事業の進行管理を行い、その結果を公表します。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
125	男女共同参画推進本部の機能充実	男女共同参画施策を計画的、総合的に推進するため、庁内推進体制の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
126	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画プランの進捗状況を点検・公表し、計画事業の進行管理を行う。	生涯学習推進課	継続

#### 施策2 市民との連携・協働体制の充実

市民との協働により、男女共同参画プランを推進します。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
127	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進	男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討を行う。	生涯学習推進課	継続
128	ボランティアの育成と活用	ボランティアの育成と活動の場を提供し、市民との協働を進める。	生涯学習推進課	継続